

裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

裁判所書記官になるためには、裁判所職員として一定期間勤務した後、裁判所書記官研修所入所試験に合格し、裁判所書記官研修所で約1~2年の研修を受ける必要があります。

裁判所書記官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給月額に俸給の調整額（俸給月額の約12%）が加算されます。

裁判所書記官

コートマネージャーとして

徳山簡易裁判所 河村 英雄
裁判所書記官
(平成6年採用)

民事訴訟は、訴状の提出から始まり、最終的には、判決や和解などによって終了しますが、その終了に至るまでの経過は千差万別です。その過程で、裁判所書記官は、「コートマネージャー」として、絶えず裁判手続が円滑に進行するように注意を払いながら仕事をすることを求められます。

具体的には、訴状を審査して補正を促したり、次回の期日までに当事者から情報を収集して、今後の進行予定を裁判官と協議したり、当事者からの書面が予定どおり提出されるように事前に連絡したりする事務を行います。また、判例を調査したり、当事者双方の主張を整理した書面を作成したりすることもあります。

適正迅速に裁判を進めるためには、裁判所書記官としても、様々な法律知識が必要となります。そのためには日々の努力も重要ですが、知識の習得のみにとどまらず、当事者の主張の背後にある紛争そのものの存在を意識し、真の争点は何かということを常に考えていくように心掛けなければなりません。

これから裁判所書記官には、社会の様々な分野に目を向け、優れたバランス感覚を養いながら、法律知識を高めていくことが求められていると思います。



余暇も充実させ仕事に集中

大阪地方裁判所 加藤 真由子
裁判所書記官
(平成9年採用)

私は、民事部に所属しています。

裁判所書記官は、裁判に立ち会い、調書を作成して訴訟の経過を記録するほか、当事者への応対、訴訟の進行管理、事件に関連した法令や判例の調査など、非常に広範囲に及ぶ職務をこなしています。正確かつ最新の法律知識が要求されるので、常に努力を怠ることはできませんが、自分の作成した資料をもとに裁判官が審理を進めていく様子を見ると、大きな満足感を覚えます。

また、裁判の結果は、当事者の人生に大きな影響を与えるものですので、責任は重いですが、その分やりがいもある仕事だと思っています。

仕事に集中するためには、余暇を充実させて気分転換を図ることも大切です。私も週末には、スポーツジムに通ったりドライブを楽しんだりしています。

裁判所での仕事は、自分の向上心次第でどんどん内容を深めていくことができますし、当事者とのやりとりなどを通じて、社会に対する視野を広げていくこともできます。様々な個性を持ったみなさんと一緒に働くことができる日を心待ちにしています。



家庭裁判所調査官

家庭裁判所には、家事部と少年部があります。どちらも法律的な解決をはかるだけではなく、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した解決が求められます。家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所に配置されており、家事部において離婚、財産分与、遺産分割等の家事事件に関する各種調査を行ったり、少年部において少年の非行事件を取り扱い、少年が非行に至った動機、原因、成育歴、性格、生活環境等を調査します。調査結果は裁判官に報告され、裁判官が紛争解決の方針や少年の処遇を考えるうえで、重要な資料



少年の立ち直りのために

高松家庭裁判所 原 綾子
(平成10年採用)

私は、少年事件を担当しています。

家庭裁判所調査官は、少年や保護者などとの面接を通して、少年の非行の原因を探り、更生に必要な処遇についての意見を裁判官に提出します。家庭裁判所調査官として、その過程で最も大切なことは、少年の感情を理解して受け止め、少年を異質な存在としてではなく、身近な存在として感じることではないかと思っています。

ある暴走族のリーダーの少年との面接では、最初、表面的な会話に終始しました。しかし、彼はあるとき、自分は悪いことをしたが、周りから「悪い子」と思われるのには本当は不満だと思いました。私はその矛盾を理解できず、彼にもう伝えました。ところが、彼の子ども時代からの生活を共に振り返るうち、彼の必死な生き方が感じられ、思わず「あんたも頑張ってるじゃない。」と言うと、彼は何とも言えない顔をしたのです。

もっとも、少年が自分の非行の原因や問題点に気付いても、そこから更生の一歩を踏み出すのは簡単なことではありません。少年が少しでも良い出会い、良い環境に巡り会えるような手助けをしたいと考え、処遇選択には大いに悩みます。しかし、これほどやりがいのある仕事も他にはないと思っています。

自分自身を見つめ直す

名古屋家庭裁判所一宮支部 新堂 研一
家庭裁判所調査官
(平成5年採用)

私は、家事事件を担当しています。

家庭裁判所を訪れる当事者は、一人ずつ違った「現実」を抱えています。私は、当事者と面接する際に、当事者の話に十分に耳を傾け、その人の本当の気持ちやこだわりなどを分かち合うことができるよう心掛けています。激しい紛争を繰り返している当事者の中には、気持ちが整理されていなかったり、周囲の状況が見えにくくなっていたりする人も見られます。そのような場合でも、当事者にそれぞれの「現実」と直面するように働きかけることで、当事者が理性的に行動し、円満な解決に至ることもあり、「この仕事に就いてよかった」と実感することも多いです。

当事者との関わりの中で、私自身の「現実」、ひいては人間性や価値観に直面させられることも数多くあります。広い視野に立って常に自分自身を見つめ直し、人間的にもバランスを保ちながら職務にあたる必要があること、それが家庭裁判所調査官という職務を続けていく上での難しさであり、魅力でもあると思っています。



になります。

家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用後、家庭裁判所調査官研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。

家庭裁判所調査官は、その高度な専門性、職務の特殊性から、俸給月額に俸給の調整額（俸給月額の約12%）が加算されます。

家庭裁判所調査官

様々な人生との関わり

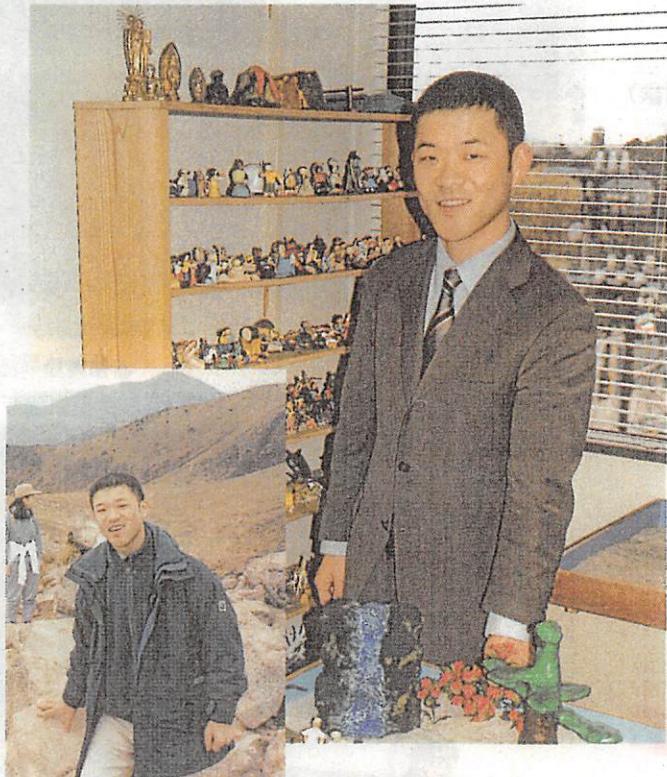
福岡家庭裁判所 宮下 敏行
家庭裁判所調査官 (平成9年採用)

私は、家事事件を担当しています。家事事件には、夫婦、親子、親族間の紛争など、多種多様なものがあり、家事事件を担当する家庭裁判所調査官は、就学前の子供からお年寄りまで、様々な年代の当事者と関わりを持つことになります。

私は絵を描いて遊ぶ中で、父母への複雑な思いをぽつりぽつりと語った親権者変更事件の10歳の子供…。夫との離婚を求めて調停を申し立てたけれども、次の一步をどう踏み出したらよいのか分からず、8か月後によく当分の間別居という道を選んだ40代の妻…。

様々な当事者が、それまでに経験したことのない大きな問題に直面して当惑し、心に痛みや苦しみを抱えて家庭裁判所を訪れます。そのため、当事者との面接では、主張や事実関係を整理する中で、当事者自身が心の重荷を少しでも降ろし、問題解決へ向かう力を取り戻すことができるよう援助することを心掛けています。

まだまだ当事者の思いを十分に受け止めることができます、未熟さを痛感することも多いのですが、職場の同僚、そして少し明るくなった当事者の表情に支えられながら、今日も面接に臨んでいます。



在外研究

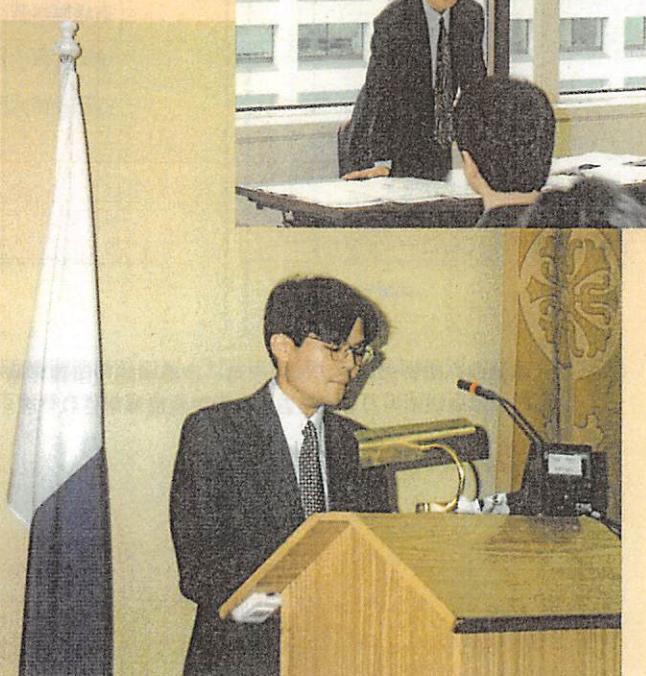
裁判所には職員の在外研究制度があり、一定の試験を受け合格すれば裁判制度などの研究のために海外に派遣されることがあります。

新たな視点を得る

東京地方裁判所 後藤 尚樹
人事課専門官 (昭和63年採用)

私は、在外研究員として、ドイツ及びオーストリアにおいて、裁判事務などの調査研究を行いました。現地では、裁判所、司法省、研修所などで、司法を内側から支える様々な官職の方々と意見を交換する機会を得ました。特に、研修所では、これから裁判所職員になろうとしている若い方々と共に学ぶ機会を得ましたが、将来裁判所を支えていくうという研修生の強い意欲とその意欲に応えようとする教官の熱意を肌で感じ、大きな刺激を受けました。

在外研究では、五感で海外の司法に触れることができましたが、その体験の中で物事を考えるに当たっての新しい視点を得ることができたと思っています。価値感が多様化し複雑化している現代社会の中で、司法の世界においても新たな視点で柔軟に発想することの必要性を感じています。私は、今、人事課で仕事をしていますが、海外での実体験で得た視点が、日常の業務の中で役立っていると感じことがあります。日本の司法を一步外側から冷静に見ることによって、思考の方法を深めることができた在外研究の経験を今後の仕事に更に活かていきたいと考えています。



国民から信頼される裁判所職員となるためには、裁判所職員としての自覚を持って、自己の様々な能力を積極的に高めていく必要がありますが、それを組織的にサポートするために、裁判所職員として必要な基本的な知識やマナー、担当職務を行うための基礎能力の習得等を目的として、集合研修(OFFJT)と職場研修(OJT)を相互関連させた効果的な研修制度を用意しています。

裁判所職員として採用された1年目には次のような研修があります。

● 集合研修 (OFFJT)

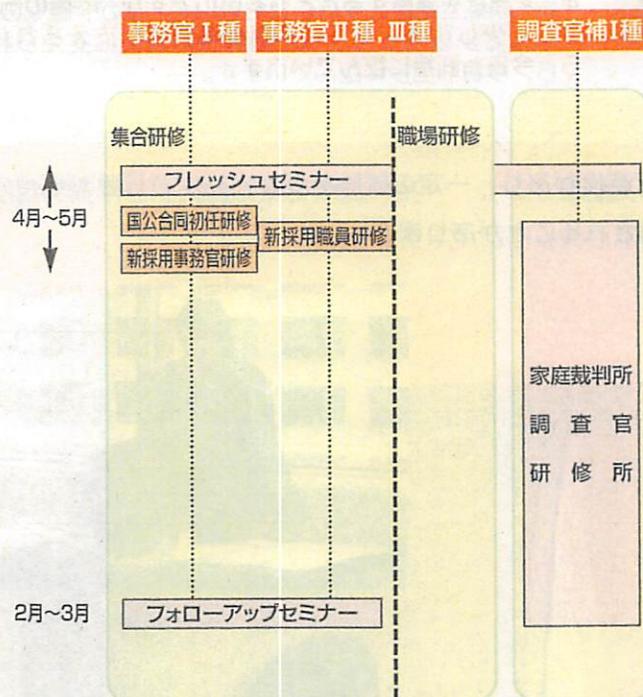
- * フレッシュセミナー (すべての新採用職員を対象)
裁判所職員として当面必要な知識を習得します。
- * 新採用職員研修 (事務官を対象)
裁判所職員としての必要な基礎知識やふさわしい心構えを習得します。
- * フォローアップセミナー (事務官を対象)
採用1年目の仕上げとして、それまでに習得した内容の確認をし、2年目のスタートに備えます。

● 職場研修 (OJT)

配属された職場において、日常の職務を通じて上司から計画的な指導を受けます。

また、2年目以降も、それぞれの段階に応じた研修を用意しています。

新採用職員の1年間の研修



(注) 家庭裁判所調査官補I種採用者は、家庭裁判所調査官研修所養成部研修のカリキュラムに従って育成がなされます。



研修施設（福岡）



習得度に応じた丁寧な指導

札幌簡易裁判所 石田 純子
(平成12年採用)

採用後、すぐにフレッシュセミナーと新採用職員研修に参加しました。これらの研修で学んだことは、毎日の仕事に非常に役立っています。例えば、窓口や電話で来庁者と接するときには、常に相手の気持ちを考えた応対を心掛けるようになりました。

職場研修では、担当職務について、何を、いつまでに、どのように習得していくかという計画が立てられており、その計画に沿った形で、上司や先輩職員から日常的に指導を受けています。また、定期的に上司とミーティングも行っているので、担当職務についての習得度を確認することができ、次の目標を立てることができます。

初めて法廷事務を担当したときは、非常に緊張しましたが、上司や先輩職員から毎回アドバイスを受け、しだいに周囲の状況まで広く目を配ることができるようになりました。

このように、上司や先輩職員が私の仕事の習得度を把握し、その都度、丁寧な指導を行ってくれたため、職場や仕事に早く慣れることができたように思います。

研修制度

TRAINING SCHEME

最高裁判所には研修機関として裁判所書記官研修所、家庭裁判所調査官研修所が設けられています。各研修所では、スペシャリストを育てるための綿密なカリキュラムが組まれており、専門教官による高度な教育が行われています。

裁判所書記官研修所

1 研修部

裁判所事務官、裁判所書記官、裁判所速記官等の研究及び研修を行います。

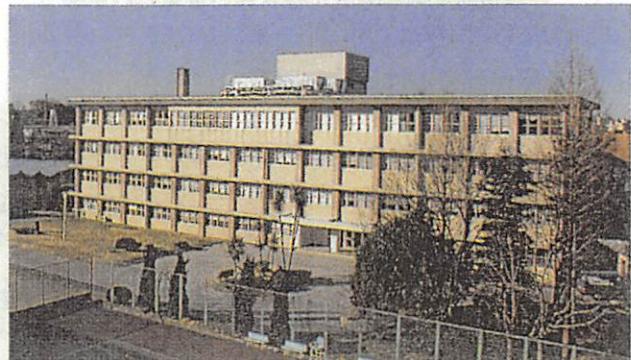
研修部における主な研修

事務官法律研修—大学法学部卒業者以外の事務官等を対象に、基礎的な法学教育を行う。

中堅事務官研修—多様な講義・共同研究等を通して執務能力の向上を図る。

書記官実務研修
書記官総合研修
書記官実務研究会

書記官の実務能力の向上等
を目的とする。



2 養成部

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1年～2年間にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後裁判所書記官の資格が与えられます。

養成部のカリキュラム

憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、民事執行法、
刑事訴訟法、家事審判法、少年法、一般教養、
実務修習、実務演習（調書事務、検証、令状事務等）



充実した研修生活

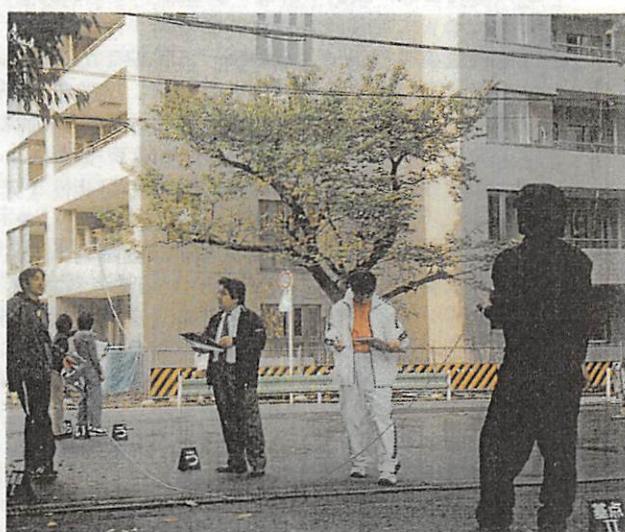
裁判所書記官研修所養成部 田口 幸弘
裁判所事務官 (平成9年採用)

今、私は、裁判所書記官研修所で裁判所書記官になるための研修を受けています。

研修所では、法律科目や調書の起案、進行管理などの実務科目的授業があり、裁判官や書記官出身の教官が、カリキュラムに従って熱心に指導に当たっています。私は、大学の経済学部を卒業したので、本格的な法律の講義を受けるのは初めてだったのですが、綿密なカリキュラムが組まれていて、実務に必要な法律知識を身に付けることができます。また、授業には、講演や演奏会などの一般教養の時間もあるほか、文化祭、体育祭等の楽しいイベントも多数あります。

研修所には、全国の裁判所から、年齢、出身地、経歴、経験、趣味などが違う人々が集まるので、今までに経験のないことを教えてもらったり、逆に自分の得意なことを教えたりして、様々な経験ができます。野球、サッカー、テニス、バンド等のサークル活動や、茶道、華道、絵画等の課外授業も活発です。

裁判所では、実務に携わりながら法律を勉強する機会がたくさんあります。法学部出身の人も、それ以外の人も、ぜひ裁判所を志してください。



模擬検証

家庭裁判所調査官研修所

1 研修部

家庭裁判所調査官の研究及び研修を行います。

研修部における主な研修

- 調査官実務研修—調査官の実務能力の総合的向上を図ることを目的として行う。
- 調査官専門研修—調査官の事務処理に必要な専門知識・技術の向上を目的として行う。
- 調査官実務研究—調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的研究を行う。



2 養成部

家庭裁判所調査官補I種試験に合格して採用されると、約2年間にわたり執務に必要な人間関係諸科学や法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後家庭裁判所調査官に任命されます。

養成部のカリキュラム

- 憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、
- 家事審判法、少年法、社会福祉関係法規、
- 矯正保護関係法規、刑事政策、心理学、教育学、
- 社会学、精神医学、経済学、家事事件調査、
- 少年事件調査、家事事件実務演習、少年事件実務演習



問題解決の場で役立つために

家庭裁判所調査官研修所養成部

竹内 愛

(平成11年採用)

私は、約2年間にわたる養成部研修を受けています。この研修は、家庭裁判所調査官研修所での前期及び後期合同研修と所属庁での実務修習とに分かれています。

合同研修では、裁判所職員としての職業意識や家庭裁判所調査官の仕事の概要などの基本的な事柄のほか、関係法規や人間関係諸科学などの講義、小グループで行う調査事例や面接技法の検討、面接場面のロールプレイングや心理テスト演習などを通じ、職務を遂行していく上で必要な知識や技能を学びます。一流の講師による指導や同期の仲間との活発な意見交換によって、的確な調査を通して少年や当事者の可能性を発見し、援助していくことの重要性を改めて感じています。

一方、実務修習では、全国各地の家庭裁判所で家事及び少年事件について、実務に即した修習を受けます。実務修習中は、非行を犯した少年やその保護者、離婚などの家庭に関する問題を抱えた当事者との面接などを行いますが、面接では、困難な問題を抱えた当事者を目前にし、家庭裁判所調査官として、当事者をどのように援助していくのかと考えさせられました。

研修で得た貴重な体験を基にし、家庭裁判所を利用する当事者の問題解決に少しでも役立つことができるよう、今後も一層の自己研さんに励みたいと思います。

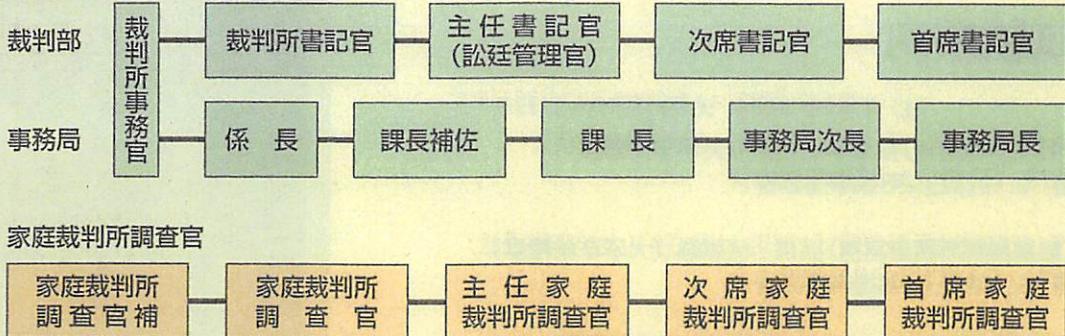


面接技法演習風景

■ 昇進

昇進経路

裁判所事務官・裁判所書記官 裁判部と事務局の間では、相互に人事交流が行われています。



職員として、在官年数、年齢等一定の要件を満たせば試験を受けて簡易裁判所判事になる道も開けています。

■ 給与・休暇 (国家公務員試験採用者と同じです。)

基本給 I種	3級1号俸 206,304円	休 日	土曜日、日曜日、祝日等
II種	2級2号俸 195,328円	休 暇	年次休暇 年間20日
III種	1級3号俸 158,928円		(残日数は20日を限度として翌年繰越)
(これは、東京都特別区内に勤務する場合の例です。)			
諸手当 期末・勤勉手当 一年間に4.75月分			
通 勤 手 当	最 高 50,000円	病気休暇	
住 居 手 当	最 高 27,000円	介護休暇	
扶 養 手 当	配偶者 16,000円等	育児休業	
超過勤務手当等			

■ 福利厚生

勤務地やその周辺には、公務員宿舎が用意されています。

全国の主要都市には共済組合の直営病院があり、多くの裁判所には共済組合の診療所等が設けられています。

共済組合等が運営する各地の宿泊所や保養所を割安で利用できます。

また、日ごろの健康管理については、定期健康診断等を実施しています。

職員は、それぞれの職場で自主的にスポーツや文化系の各種サークルを作り、昼休みや勤務時間外を利用して活発に活動しています。



独身寮（東京）

待遇

PROMOTION & BENEFITS

採用試験案内

(注) 年齢の基準日は、受験する年の4月1日です。

裁判所職員(裁判所事務官)採用Ⅰ種試験(大学卒業程度)

受験資格 21歳以上26歳未満の者

裁判所職員(家庭裁判所調査官補)採用Ⅰ種試験(大学卒業程度)

受験資格 21歳以上26歳未満の者

裁判所職員(裁判所事務官)採用Ⅱ種試験(大学卒業程度)

受験資格 1 21歳以上26歳未満の者

- 2 21歳未満で、短期大学又は高等専門学校を卒業した者、及び翌年3月までに卒業する見込みの者
- 3 21歳未満で、最高裁判所が2に掲げる者と同等の資格があると認める者

裁判所職員(裁判所事務官)採用Ⅲ種試験(高校卒業程度)

受験資格 17歳以上21歳未満の者

詳細は、受験案内をご覧ください。また、裁判所のホームページでも、採用試験ガイドとして、採用試験に関する様々な情報を紹介しています。

受験案内及び受験申込書は、高等・地方・家庭裁判所のいずれか便利な裁判所へ請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に希望する試験の種別を、例えば「Ⅰ種受験案内請求」というように朱書きし、120円切手をはったあて先及び郵便番号明記の返信用封筒(角形2号:長さ33.0cm、幅24.0cm程度)を同封してください。

最高裁判所事務総局人事局任用課

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
TEL.03-3264-8111(大代表)

●裁判所のホームページ
<http://www.courts.go.jp/>



(平成13年3月)